**公園内行為許可申請について**

**厚木土木事務所許認可指導課**

**業として行う映画若しくは写真の撮影、物品の販売、競技会や展示会、集会等を公園内で行おうとする場合、公園内行為許可の申請が必要です。**

1. **公園内行為許可の申請フロー**
   1. 利用相談（企画書の作成）

利用希望日時・使用目的、使用場所等を記載した企画書を所管の土木事務所へ送付（メール可、お問い合わせは電話等でもお受けします。）。

　　　　　　↓

* 1. 利用調整

提出された企画書等について、管理上支障の有無を確認します。

（立入り禁止エリア、具体な利用内容については公園管理事務所と調整をお願いします。）

※ 公園管理行為等により使用が認められない場合があります。

※ 大規模なイベント（花火大会等）のご相談は、土木事務所での打合せをお願いします。

　　↓

* 1. 申請書類作成

　　　　 　↓

* 1. 申請書提出

　↓

* 1. 申請書受理

　↓

概ね２週間

* 1. （土木事務所）審査

　　↓

* 1. 許可
     + 許可書の受取りは郵送可能ですが、送付用封筒をご提出ください。

　　↓

* 1. 使用料お支払い

許可後１週間を目途に納入通知書を郵送します。

**２．申請書の作成について**

【申請書記載事項】

申請者名：代表者名（役職）を記載してください。※使用料金の請求先となります。

行為の目的：「○○の撮影を行うため」等

行為の期間：令和○○年〇月〇日　△時～□時　※準備時間を含め記載してください。

（雨天予備日：〇月〇日　△時～□時）

行為の場所：七沢森林公園もしくはあいかわ公園

使用する公園施設：芝生広場、遊歩道等（使用エリア、施設名を記載してください。）

【申請添付書類】

○位置図（行為を行う箇所を示したものをご提出ください）

○利用計画書（行為の趣旨、内容の確認できる企画書、当日のタイムテーブル等）

・工作物の設置をご予定の方（テント等）は全て記載してください。

（占用許可申請の要否を検討します。）

　［利用内容により必要となる書類）

・公園占用許可申請書

・減免申請書（減免の可否は担当までご相談ください。）

　　・許可書郵送用封筒（許可書の郵送受取を希望される場合）

【使用料】

・使用料は下記のとおりです。

・許可後、申請者様宛に納入通知書を郵送しますので金融機関でお支払いください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額（税別） |
| 業として行う物品の販売 | 1日 | 1,200円 |
| 業として行う映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送 | 1日 | 15,700円 |
| 興行 | 1日 | 15,700円 |
| 会費を徴収して行う写真撮影会 | 1日 | 7,900円 |
| 競技会その他これに類するもの | 1時間 | 900円 |
| 展示会、集会その他これに類するもの | 1平方メートル１日 | ９円 |

【その他】

・審査に必要な期間は、７日間（土日祝日、補正期間を除く）です。

・審査の段階で許可できない場合もありますので、ご承知おきください。

【提出先】

　 〒243－0016　神奈川県厚木市田村町2－28 (厚木南合同庁舎)

　神奈川県厚木土木事務所許認可指導課

　電話：０４６－２２３－１７１１（代）

mail：atudo.1915.kyoshi@pref.kanagawa.lg.jp